

平成16年人事委員会勧告の実施に係る条例について

(H16.11.19)

■ 第4回定例会に提案する条例

- 1 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 2 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

■ 提案する条例の内容

1 給料表

教育職給料表（大学）の1級を削除（5級制 → 4級制）

2 寒冷地手当

(1) 支給額 約4割引下げ

（最高額 年額230,200円 → 131,900円）

(2) 支給方法 一括支給から月額制に変更

（10月1日 → 11月から翌年3月までの5箇月間）

※ ただし、本年度に限り、10月から12月分を12月給与で支給し、翌年の1月と2月は各月に支給

(3) 離島加算等 離島等に所在する部局に在勤する職員に対する加算措置、事実上扶養する同居の2親等以内の扶養親族を含める取扱いを廃止

(4) 経過措置 平成16年から5年以内の経過措置を講じ、新手当額へ段階的に引下げ

3 その他

任期付研究員及び特定任期付職員の給料月額の上限額に係る整備

4 施行期日

公布の日

ただし、上記2については平成16年10月1日